名護市やがじ農業体験施設の指定管理者予定候補者の選定結果について

名護市 地域経済部 屋我地支所が所管する名護市やがじ農業体験施設については、 次のとおり指定管理者予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

- 1 施設の概要
  - (1)名 称 名護市やがじ農業体験施設
  - (2) 所在地 名護市字饒平名 1304 番地 15
  - (3)設置目的 市は、法第244条第1項の規定に基づき、農業を活用した体験型 観光を推進し、農業振興及び地域振興を図ることを目的として、 名護市やがじ農業体験施設を設置する。
- 2 指定管理者予定候補者
  - (1)名 称 農業生産法人合同会社やがじ島
  - (2)代表者名 代表社員 宮城 政喜
  - (3)住 所 名護市字済井出 28 番地
- 3 指定予定期間 令和4年4月1日 から 令和7年3月31日まで(3年間)
- 4 選定の経緯
  - (1) 非公募等
    - ①名護市やがじ農業体験施設を非公募とし、指定管理期間を3年間とする。
    - ②指定管理者申請者のプレゼンテーションによる審査を行うことに決定された。
  - (2)審查方法等
    - 選定委員会
      - ア 選定機関の名称 名護市指定管理者選定委員会
      - イ 選定委員会の委員

委員長 副市長

委員 総務部長 企画部長 地域経済部長 市民部長 福祉部長 こども家庭部長 農林水産部長 建設部長 環境水道部長 教育次長 消防長

- ② 選定委員会審査日時 令和3年11月2日(火)午後4時10分~午後5時
- ③ 選定基準
  - ア 事業計画の内容等が市民の平等な利用を確保することができること。
  - イ 事業計画の内容等が施設及びその設備の効用を最大限に発揮させること。

- ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮 減が図られること。
- エ その他名護市やがじ農業体験施設の性質又は目的に応じて必要とすること。

## ④ 審査表 別紙のとおり

## ⑤ 選定結果

各委員の採点表を集計した結果、総得点が配点合計の6割を越えていたため、「農業生産法人合同会社やがじ島」を指定管理者予定候補者として 選定する。

## ※ (非公募の場合又は公募による1申請者の場合)

公募結果として応募が1申請者のみであるとき又は非公募としたときは、全出席委員の採点合計点数が選定基準以上となった場合において、 当該申請者を指定管理者予定候補者とする。

## 名護市やがじ農業体験施設指定管理者選定委員会 審査表

団体名: 農業生産法人合同会社やがじ島

|   |                  |  |     | 配点数      |      |
|---|------------------|--|-----|----------|------|
| 選定基準  | 審査項目             | 審査内容   | 配点数 | ×<br>委員数 | 得点   |
| (1) 事業計画の内容<br>等が市民の平等な利<br>用を確保することがで<br>きるものであること。<br>(配点50点)   | 指定管理者の申請理<br>由   | 公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が市民の利益に合致しているか。   | 25  | 300      | 230  |
|   | 管理運営の基本方針        | 施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。   | 15  | 180      | 138  |
|   | 平等利用の確保          | 全般的に利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。   | 10  | 120      | 88   |
| (2) 事業計画の内容<br>等が施設及びその設<br>備の効用を最大限に<br>発揮させるものである<br>こと。(配点60点) | サービスの向上          | 利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能な内容となっているか。                                      | 20  | 240      | 176  |
|   |                  | 施設の利用促進に向けた具体的な取り組みがなされているか。   | 20  | 240      | 164  |
|   | 自主事業の取組          | 自主事業の提案が利用者の立場に立って創意<br>工夫がなされているか。  | 20  | 240      | 180  |
| (3) 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られるものであること。(配点60点)       | 施設の管理運営          | 適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。   | 15  | 180      | 126  |
|   | 実施体制             | 施設の機能を充分に発揮できる管理運営体制<br>や人員配置の組織となっているか  | 10  | 120      | 86   |
|   | 収支計画             | 利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支<br>出のバランスがとれた計画になっているか。(収<br>入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になって<br>いないか。) | 15  | 180      | 111  |
|   | 経営基盤             | 指定管理者としての経営基盤が安定しており、<br>事業計画を実行できる能力を有しているか。                                      | 10  | 120      | 76   |
|   | 業務実績             | 同様施設またはこれに類する施設における良好<br>な管理運営を行った実績を有しているか。                                       | 10  | 120      | 74   |
| (4) その他の基準(配<br>点30点)   |                  | 関係法令及び条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。(個人情報の管理や情報公開への対応なども含む)環境に配慮するための取り組みがなされているか。  | 10  | 120      | 86   |
|   | 利用者のトラブル対応と要望の把握 | 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と<br>対処方法が図られているか。また、要望を把握<br>し、それらに対応できる体制になっているか。            | 10  | 120      | 88   |
|   | 危機管理対策           | 災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。                                       | 10  | 120      | 92   |
| 合 計   |                  |  | 200 | 2400     | 1715 |
| 選定基準点   |                  |  | 120 | 1440     |      |